

①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は 困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな 措置の内容 (必須)
<p>和気町、 株式会社Future Dimension Drone Institute(株式会社レ イヤーズ・コンサルティング 100%子会社)</p> <p>(協力企業・組合) -株式会社NTTドコモ -株式会社SUBARU -株式会社ファミリーマート -美作東備森林組合 -株式会社小松製作所 -株式会社竹中工務店</p>	<p>中山間地域・(離島)の特性 および河川上空空間を活 かした大型ドローンによる 輸送改革・地方創生モデル 実証特区～人手不足対応 型社会インフラの構築～</p>	<p>和気町 (JR山陽本線と和 気駅近辺～吉井川上 空～和気町北部 (佐伯を中心とした 過疎地域・(離島) -約10km間</p>	<p>■過疎地域(和気町北部(佐伯))・(離島)における大型ド ローンを活用した平時・災害時での物資配送、及び害獣駆除の 手法確立・事業の実証・展開</p> <p>①過疎地域・(離島)における医者不足に対応した、訪問医 療・往診の効率化を実現する遠隔診療+薬剤の服薬指導・ 配達・授与 -ICTを活用した遠隔医療の提供～大型ドローンによる医 薬品の高速配達を実施</p> <p>②買い物弱者の救済のための効率的な買い物(水・米等 の生活必需品)の手法確立・事業の実証</p> <p>③災害時での『早く、うまく(正確に)、安く(効率的に)』対応 する仕組みの構築 -災害時の交通インフラ分断による孤立集落への緊急支 援物資配送の実証を通じた手法の確立</p> <p>④農場・農産物被害を防止する遠隔害獣対策の実証</p> <p>⑤関連実証実験申請のワンストップセンター化による迅速 化</p> <p>例： ・審査要領2-1-(3)及び2-2-1の省略・緩和 →機体製造番号が変わっても同一製造者・同一実証事業 等で あれば包括申請を可能とする(包括申請範囲の拡大) ・火薬類、高圧ガス、引火性液体等の危険物の輸送審査の 省略・緩和 ・無人航空機からの物件投下審査の省略・緩和</p>	<p>◆3つの事業による共通効果 ・古来から移動・物流で活用されてきた「吉井川の河川上空の空間」を新たに物流 ルートとして利用し、エンドユーザーへの直接配送だけに留まらず、道路を利用した基 幹物流手段(林業資材とコンビニ荷物の混載輸送も含む)の一部代替としても活用 することで、道路を使った配送と比較して、自動車の自動走行よりも「渋滞の回避に よる定刻配送」や「無人化・省力化による人手不足解消」が早く進められる</p> <p>・150kgを超える大型ドローンを活用した社会課題への取組み事例は世界的にも先 端的取り組みであり、国内外に広くアピールできる</p> <p>・過疎エリアや離島エリアのモデルケースとして『物資配送モデル』『医薬品の遠隔 処方配送モデル』を先端的に構築可能</p> <p>・「ドローンのまち」としてのブランド確立・雇用創出による若者流入の促進</p> <p>◆各事業別効果</p> <p>① -過疎地域・(離島)での医師の業務負担軽減 -住民の病院・薬局への通院負担の軽減 -医薬品の授与まで含めた医療のリモートサービス体制構築 -新サービスの開発が可能 (ex.医療器具高速搬送サービス)</p> <p>② -買い物弱者に対する買い物利便性の向上。和気町における買い物支援予算額 320万円/年→将来的には0円</p> <p>③ -被災時の緊急支援物資配送スピード・品質・効率性の向上</p> <p>④ -過疎地における害獣被害の減少 -効率的な遠隔害獣対策体制の構築。和気町における予算額約2,400万円/年→ 60%(1,440万円/年)の削減を目標</p>	<p>・航空機用機器の製造等の事業活動 の許可制度</p> <p>薬剤の販売・授与に際し、対面での 薬学的検知の指導が必要</p> <p>・要指導医薬品は、店舗による販売 又は授与以外はできない。</p>	<p>・航空機製造事業法施行令第1条 (総重量(燃料等含む)が150kg以上の無人航空機 は、航空機製造事業法上の「航空機」として同法の 規制対象となる)</p> <p>改正薬事法第九条の三 (調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等)</p> <p>・医薬品医療機器等法第37条</p> <p>・医薬品医療機器等法第36条の6</p> <p>・医薬品医療機器等法第37条</p>	<p>・航空機製造事業法施行令第1条の150kg要件を緩和する (例:「250kg以上」に緩和)</p> <p>対面での薬学的知見に基づく情報提供・指導を緩和し、非 対面(テレビ会議等)での遠隔情報提供・指導により可能と する。</p> <p>・要指導医薬品の店頭以外での販売・授与を可能とする。</p> <p>・対面以外での遠隔服薬指導の方法を可能とする。</p> <p>・要指導医薬品の店頭以外での販売・授与を可能とする。</p>
<p>和気町、 株式会社Future Dimension Drone Institute(株式会社レ イヤーズ・コンサルティング 100%子会社)</p> <p>(協力企業・組合) -株式会社NTTドコモ -株式会社SUBARU -株式会社ファミリーマート -美作東備森林組合 -株式会社小松製作所 -株式会社竹中工務店</p>	<p>中山間地域・(離島)の特性 および河川上空空間を活 かした大型ドローンによる 輸送改革・地方創生モデル 実証特区～人手不足対応 型社会インフラの構築～</p>	<p>和気町 (JR山陽本線と和 気駅近辺～吉井川上 空～和気町北部 (佐伯を中心とした 過疎地域・(離島) -約10km間</p>	<p>■コンビニ・流通・ECの大型ドローン配送事業の実証・展 開 -人手不足時代に対応した新たな収益源を確保する新 サービス提供モデル</p> <p>①コンビニ・流通・ECのドローン宅配事業の実証展開 -大手企業(コンビニ・流通・EC)を巻き込んだ、商品の販売 ～大型ドローンを活用した輸送～受取時の個人認証まで のシステム・実施検証環境の構築</p> <p>-実行継続・提供エリア拡大に向け、ビジネスエコシステ ムのブレ構築</p> <p>-システム・実証環境構築後、ビジネスとしての収益性・実 行継続性の検証</p> <p>-将来的には、地域と空港を大型ドローンで結ぶ大量・高 速輸送手法の確立も見込む)</p> <p>②関連実証実験申請のワンストップセンター化による迅速 化</p>	<p>① -コンビニ・流通・ECによる、人手不足型時代に対応した新サービスの実現 -コンビニ・流通・ECの既存サービスの効率化(コストダウン・省人化対応)</p>	<p>・150kg以上の大型ドローンの飛行に 関する規制</p> <p>・目視による常時監視が必要</p> <p>・人(第三者)又は物件(第三者の建 物、自動車など)との間に30m以上 の距離を保って飛行させることが必要</p> <p>・火薬類、高圧ガス、引火性液体等の 危険物の輸送ができない</p>	<p>・無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要 領(国空航第11612号、国空機第9879号。以下、 「審査要領」。)2-1-(3)及び2-2-1 (無人航空機特定のための記載事項) ・審査要領4-1-2 (25kg以上の無人航空機に関する安全基準) ・審査要領5-2-(3)、5-5-(3)、5-6-(3)及び航空法施行規則 附属書第1記載の耐空性能審査の省略・緩和 一航空法11条但書(試験飛行等に関する但書)の趣旨に鑑 み、性能基準を緩和する</p> <p>・改正航空法第132条 ・改正航空法第132条の2 ・審査要領2-2-2 (法132の2で定められた方法以外の飛行) ・審査要領4-1-2、同5 (25kg以上の無人航空機に関する安全基準)</p> <p>・改正航空法第132条 ・改正航空法第132条の2 ・審査要領4-1-2 (耐空性能基準)</p> <p>・改正航空法第132条 ・改正航空法第132条の2 ・審査要領2-2-1、2-2-2 ・審査要領5-7</p>	<p>・審査要領2-1-(3)及び2-2-1の省略・緩和 →機体製造番号が変わっても同一製造者・同一実証事業等 であれば包括申請を可能とする(包括申請範囲の拡大) ・審査要領4-1-2の安全基準審査の省略・緩和 ・審査要領5-2-(3)、5-5-(3)、5-6-(3)及び航空法施行規則 附属書第1記載の耐空性能審査の省略・緩和 一航空法11条但書(試験飛行等に関する但書)の趣旨に鑑 み、性能基準を緩和する</p> <p>・目視外飛行審査の省略・緩和(25kg以上の無人航空機含 む)</p> <p>・人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)との距 離が30m以内でもドローンの飛行が可能 ・審査要領4-1-2の安全基準審査の省略・緩和 ・審査要領5-2-(3)、5-5-(3)、5-6-(3)及び航空法施行規則 附属書第1記載の耐空性能審査の省略・緩和 一航空法11条但書(試験飛行等に関する但書)の趣旨に鑑 み、性能基準を緩和する</p> <p>・火薬類、高圧ガス、引火性液体等の危険物の輸送審査の 省略・緩和</p>

